

## 奈良まほろば館取扱商品の基本方針等について

### 第1 基本方針

#### 1 目的

奈良まほろば館（以下「館」という）における展示・イベント等と連携しながら、奈良県産品等の紹介、宣伝、販売等を行うことで、県産品のイメージアップ、ブランド力の向上、商品のブラッシュアップにつなげる。そのことにより、「奈良」のブランド化をサポートし、本県産業の活性化を図る。

#### 2 基本コンセプト等

- ・コンセプト・・・「県産品のブランディングと販路拡大」
- ・主なターゲット・・・①30代後半以上の主婦層
  - ②食生活への意識が高いキャリア層（平日夕刻）及びファミリー層（土日祝日）
  - ③近隣の百貨店・商業施設を利用する客層

### 第2 運営方針

館の統一的かつ効果・効率的な運営と、県と館の物販運営事業者（以下「物販運営事業者」という。）間の調整並びに連携強化を図るため、「奈良まほろば館運営者協議会」（以下「運営者協議会」という。）を設置する。

物販運営事業者は、運営者協議会に参加し、必要な提案や意見を述べるとともに、ここで決定した事項に沿って誠実に店舗を運営することとする。

#### 《主な協議事項》

- (1) 館全体の運営方針、運営計画に関する事
- (2) 観光情報発信スペースの運営に関する事
- (3) 展示・イベントスペースの運営に関する事
- (4) 物販部門において販売する商品に関する事
- (5) 県内製造者等への商品販売情報のフィードバック及び商品の改良等に向けた助言に関する事
- (6) 館全体のPRに関する事
- (7) その他、県が必要と認める事

### 第3 県産品の基準

#### 1 出品者の条件

次のいずれかの事業者による出品とする。

- (1) 県内に製造加工を行う事業所を置く製造業者
- (2) 県内に販売を行う事業所を置く卸売・小売業者
- (3) 県内に農林水産物を生産、加工、卸、販売を行う事業所をおく事業者
- (4) その事業活動が奈良県のイメージ向上などに貢献しているなど、県にとって有益であると認められる事業者

#### 2 生鮮食品の条件

県内産に限る。

#### 3 加工品の条件

次のとおりとする。

加工地 使用原料	全部県内	一部県内	全部県外
全部県内産	○	○	○
一部県内産	○	△	△
全部県外産	○	△	×

○：認める。

△：次の要件のいずれかを満たすものは認める。

- (1) 製造加工の最終工程または重要な工程が県内で行われていること
- (2) 県内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工されていること
- (3) 商品の重要な原材料が県内産であること

×：基本的に認めない。ただし、奈良県の存在をアピールし、イメージアップに役立つとともに、「奈良まほろば館」での販売雰囲気づくりに寄与するもので、県内で一般的に販売が周知されているものについては、特例的に認めることができるものとする。